| (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務 |  |   |               |   |
|----------------------------|--|---|---------------|---|
| 項番及び<br>情報照会者              | 事務   | 情報提供者   | ※実際の<br>情報提供者 | 特定個人情報  |
| 一 厚生労働<br>大臣               | 健康保険法第五条第二項の規定<br>により厚生労働大臣が行うことと<br>された健康保険に関する事務で<br>あって主務省令で定めるもの       | 医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。)により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合 | 市町村長          | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による<br>医療に関する給付の支給又は<br>保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」と<br>いう。)であって主務省令で定め<br>るもの |
| 二 全国健康<br>保険協会             | 健康保険法による保険給付の支<br>給に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの                                | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合<br>合   | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 三 健康保険組合                   | 健康保険法による保険給付の支<br>給に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの                                | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連<br>合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 四 厚生労働<br>大臣               | 船員保険法第四条第二項の規定<br>により厚生労働大臣が行うことと<br>された船員保険に関する事務で<br>あって主務省令で定めるもの       | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 五 全国健康<br>保険協会             | 船員保険法による保険給付の支<br>給に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの                                | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 二十六 都道<br>府県知事等            | 生活保護法による保護の決定及<br>び実施又は徴収金の徴収に関す<br>る事務であって主務省令で定め<br>るもの                  | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連<br>合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 二十七 市町村長                   | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく<br>条例による地方税の賦課徴収に<br>関する事務であって主務省令で<br>定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連<br>合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 三十 社会福祉協議会                 | 社会福祉法による生計困難者に<br>対して無利子又は低利で資金を<br>融通する事業の実施に関する事<br>務であって主務省令で定めるもの      | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連<br>合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 三十三 日本<br>私立学校振興·<br>共済事業団 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務で<br>あって主務省令で定めるもの                               | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合<br>合   | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 三十九 国家<br>公務員共済組<br>合      | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務で<br>あって主務省令で定めるもの                               | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合<br>合   | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 四十二 市町<br>村長又は国民<br>健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付<br>の支給又は保険料の徴収に関す<br>る事務であって主務省令で定め<br>るもの                  | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連<br>合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 五十八 地方<br>公務員共済組<br>合      | 地方公務員等共済組合法による<br>短期給付の支給に関する事務で<br>あって主務省令で定めるもの                          | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合<br>合   | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 六十二 市町<br>村長               | 老人福祉法による費用の徴収に<br>関する事務であって主務省令で<br>定めるもの                                  | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 八十 後期高齢者医療広域連合             | 律による後期高齢者医療給付の<br>支給又は保険料の徴収に関する<br>事務であって主務省令で定めるも<br>の                   |   | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 八十七 都道<br>府県知事等            | 給に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの  | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合<br>合   | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 九十三 市町<br>村長               | 介護保険法による保険給付の支<br>給又は地域支援事業の実施に関<br>する事務であって主務省令で定<br>めるもの                 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連<br>合  | 市町村長          | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |